

人事行政の運営等の状況を公表（令和7年度公表）

野田市の人事行政の運営状況をお知らせします。

なお、情報公開コーナー（市役所3階総務課内）及び行政資料コーナー（市役所1階・関宿支所1階）でもご覧になることができます。

問合せ先 人事課人事研修係 04-7199-4919
人事課給与厚生係 04-7123-1072

公表内容

項目は、次のとおりです。

- 1 職員数及び職員の任免に関する状況
- 2 職員の採用試験の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 野田市公平委員会の報告事項
- 11 職員の給与の状況

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の推移(各年度4月1日現在)

(単位:人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,065	1,066	1,036	1,055	1,020

(注)1 地方公共団体定員管理調査に基づき作成した職員数です(一般職に属する職員数であり、退職者、派遣職員(他団体に所属する職員を除く。)、育休任期付職員等を含み、教育長を除く。)

(2) 部門別職員数

(単位:人)

区 分		職員数 (各年4月1日現在)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政 部 門	議 会	8	8	0	総務…(行政管理課)保育所の公私連携導入業務を推進するため体制強化による1人増、(情報政策課)異動による1人減、(総務課)危機管理部次長兼務のため防災に計上したことによる1人減、(市政推進室)組織改編により、秘書室が市長直轄の組織として独立したことによる6人減、(秘書室)市長直轄の組織として独立したことによる6人増、(人事課)療養休暇者復帰等により、人事課付職員が減少したことによる5人減、(会計管理者)退職による1人減、(管財課)公共施設管理課からの業務移管による2人増、(公共施設管理課)管財課への業務移管による1人減、(鈴木貫太郎記念館建設準備担当)市政推進室所管業務となったことによる3人減、(企画調整課)交通政策室への業務移管による2人減、(交通政策室)交通施策を担当し、抜本的な見直しを行うため新設されたことによる5人増、(PR推進室)組織改編に伴い、業務の実態に合わせたことによる2人減、(市政推進室)鈴木貫太郎記念館建設準備が業務移管されるとともに、スポーツコミッション担当としてスポーツを通じた人的交流促進のため4人増、(総務課)市民相談業務を広報広聴課へ業務移管したことによる1人減、(広報広聴課)市民相談業務を総務課から業務移管したことによる2人増、(防災安全課)危機管理部危機管理課に組織改編したことによる12人減、(危機管理部長)危機管理部創設による1人増、(危機管理部次長)危機管理部創設による1人増、(危機管理課)組織改編により、防災安全課を改組したことによる9人増、(PR推進室)広報部門を広報広聴課に業務移管したことによる4人減、(広報広聴課)広報部門をPR推進室から業務移管したことによる5人増、(市民課)定年延長から再任用短時間になったことによる2人減、(出張所)異動による▲1人減 税務…(課税課)正規職員を会計年度任用職員へ置き換えたことによる2人減 民生…(社協派遣)再任用短時間に置き換えを行ったことによる1人減、(高齢者支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に3分割したことによる4人減、(児童家庭課)定年延長職員(主任主査(技師))を配置したことによる1人減、(子ども保育課)行政管理課への業務移管及び退職による2人減、(生活支援課)給付金業務が総務部の所管業務となったことによる3人減、(健康子ども部次長)児童家庭課長兼務となったことによる1人減、(障がい者支援課)正規職員を会計年度任用職員へ置き換えたことによる1人減、(子ども家庭総合支援課)課長補佐が支援二係長兼務となったこと等の体制の見直しによる2人減、(子ども保育課)任期付任用職員の任期満了及び退職による3人減、(こぶし園)体制強化による1人増、(人権・男女共同参画推進課)課長補佐が啓発係長兼務となったことによる1人減 衛生…(保健センター)育児休業及び管理栄養士を学校給食栄養士に配置を変えたこと等による3人減、(子どもの発達相談室)課長補佐兼室長を室長で計上したことによる1人増、(清掃計画課)参事監異動及び課長補佐の計画係長兼務による2人減、(清掃管理課)体制強化(廃棄物処理担当設置)による1人増、(清掃管理課)再任用職員退職による1人減 労働…(商工観光課)再任用(短時間)職員を定年延長職員に置き換えたことによる1人増 農林水産…(農政課)有害鳥獣に係る業務をみどりとのまちづくり課に業務移管したこと及び遊休農地担当の異動による2人減 商工…(PR推進室)観光業務を商工観光課へ業務移管したことによる2人減、(商工観光課)観光業務をPR推進室から業務移管したことによる2人増 土木…(管理課)退職による1人減、(工事検査担当)土木専門の技師を設置したため+1(営繕課)当面の間、業務の見直し等による2人減、(建築指導担当)定年延長職員の配置等による2人増、(都市計画課)会計年度任用職員の配置による1人減、(都市部次長)次長の配置を1人から2人に変更したことによる1人増、(都市整備課)梅郷西事務所及び愛宕事務所が都市整備課へ統合したことによる2人増、(梅郷西事務所)都市整備課へ統合したことによる3人減、(愛宕事務所)都市整備課へ統合したことによる3人減、(関宿区画)定年延長から再任用(短時間)となったことによる1人減、(みどりとのまちづくり課)鳥獣対策係の新設及び開発協会担当の配置による2人増
	総務・企画	181	175	△6	
	税 務	59	57	△2	
	民 生	193	177	△16	
	衛 生	87	83	△4	
	労 働	3	4	1	
	農 林 水 産	19	17	△2	
	商 工	6	6	0	
	土 木	106	103	△3	
	小 計	662	630	△32	
特別行政 部 門	教 育	114	115	1	教育…(教育総務課)会計年度任用職員の配置による1人減、(学校教育課)課長補佐の配置を1人から2人に変更したことによる1人増、(学校教育課)保健・給食担当を保健体育一般に計上したことによる5人減、(学校教育課)保健・給食担当を保健体育一般に計上したことによる5人増、(生涯学習課)体制強化による1人増、(公民館)定年延長職員の配置による1人増、(興風図書館)会計年度任用職員の配置による1人減、(小学校)定年延長職員の配置による1人増、(幼稚園)会計年度任用職員の配置による1人減 消防…体制強化による2人増
	消 防	196	198	2	
	小 計	310	313	3	
普通会計		972	943	△29	<参考>類似団体の職員数 1,047人(超過数△104人)
公営企業等 会計部門	水 道	24	22	△2	水道…(水道部)定年延長から再任用(短時間)となったことによる2人減 下水道…(下水道課)再任用短時間職員の配置による2人減 その他…(国保年金課)会計年度任用職員の配置により1人減、(高齢者支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に3分割したことによる14人減、(地域包括支援センター)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に3分割
	下水道	22	20	△2	

	その他	37	35	△2	したことによる6人減、(地域包括支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に3分割したことによる6人増、(介護支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に3分割したことによる15人増、(国保年金課)育休任期付職員の任期終了及び会計年度任用職員の配置による2人減
	小計	83	77	△6	
合計		1,055	1,020	△35	

(注) 1 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成(教育長を除く。)

2 <参考>の類似団体職員数(教育長を除く。)と超過数は令和4年4月1日の状況及び比較です。

(3) 職員の採用の状況(令和6年度)

(単位:人)

区 分		正規職員	任期付職員	再任用	フルタイム会計年度任用職員
職 種	一般行政職	40	3	1	121
	土木技術職	2			
	建築技術職	1			
	保健師	1			
	理学療法士	1			
	精神保健福祉士	1			
	心理士				1
	保育士	2	3		29
	栄養士		1		
	看護師				1
	幼稚園教諭		1	1	
	消防士	10			
	技能労務職		1		2
	計	58	9	2	154

(4) 事由別退職の状況(令和6年度)

(単位:人)

定 年	勸 奨	その他	合 計
19	5	59	83

(5) 定員管理の取組

平成31年3月に策定した行政改革大綱実施計画の中で、「各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員をバランス良く活用しながら、柔軟な職員配置を行う。」こととし、定員管理に取り組んでいます。

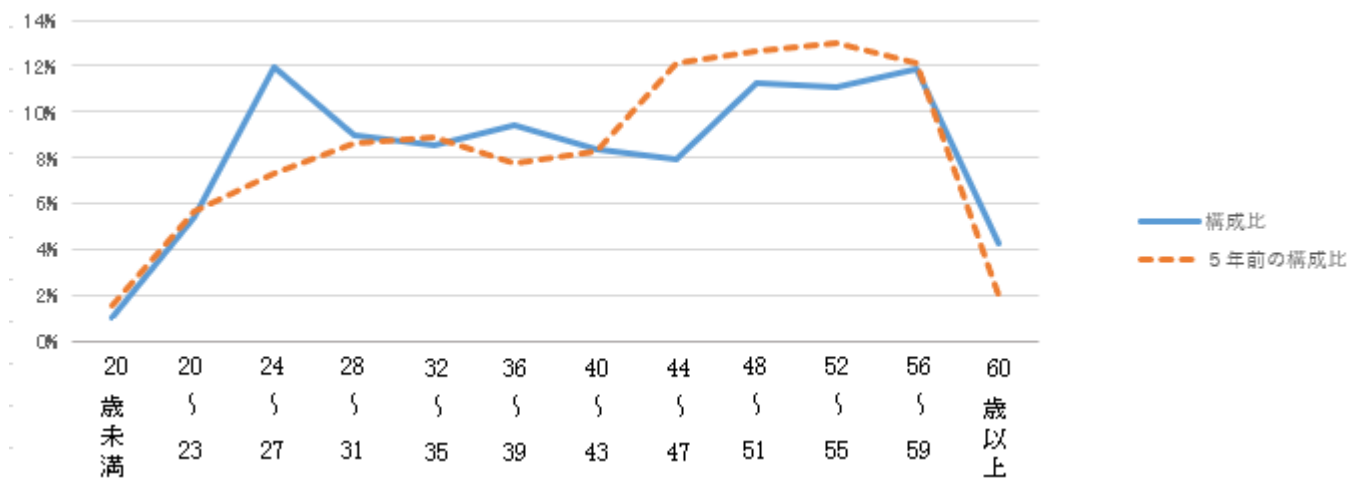
(6) 部門別職員数の推移

(単位:人、%)

区 分	職員数(各年4月1日現在)						過去5年間の 増減数(率)
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	
一般行政	657	661	670	647	662	630	△27 (△4.1%)
教 育	118	122	120	115	114	115	△3 (△2.5%)
消 防	179	185	188	190	196	198	19 (10.6%)
普通会計 計	954	968	978	952	952	943	△11 (△1.2%)
公営企業等 会計 計	100	97	88	84	83	77	△23 (△23.0%)
総合計	1,054	1,065	1,066	1,036	1,055	1,020	△34 (△3.2%)

(注) 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成しています。(教育長は除く)

(7) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 10	人 55	人 122	人 92	人 87	人 96	人 85	人 81	人 115	人 113	人 121	人 43	人 1,020

2 職員の採用試験の状況(令和6年度実施)

(単位:人)

区 分	申込者数	第1次 受験者数	第1次 合格者数	第2次 合格者数	最終 合格者数	採用者数
一般行政職（上級）	175	97	28	19	12	7
一般行政職（初級）	9	9	7	5	2	1
消防士 A（初級）	9	4	4	3	3	3
消防士 B（初級）	26	21	11	9	6	4
土木技術職（上級）	5	2	2	2	2	1
建築技術職（上級）	2	0	0	0	0	0
一般行政職（スポ推 上級）	18	18	11	7	4	4
主任介護支援専門員（社会人経験者）	1	1	1	1	1	1
保育士（中級）	12	12	9	5	2	1
技能職	8	7	6	3	2	2
一般行政職（上級） （追加試験）	46	41	19	12	12	7
土木技術職（上級） （追加試験）	1	1	0	0	0	0
建築技術職（上級） （追加試験）	0	0	0	0	0	0
理学療法士（上級） （令和6年9月1日採用）	3	3	2	2	2	1
合 計	315	216	100	68	48	32

(注)最終合格者数には、名簿登載者を含みます。

3 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条、第23条の2及び第23条の3の規定に基づき、定期的に職員の勤務成績を人事管理の基礎資料として活用し、職員の勤務意欲の向上及び人材育成を図っています。評価の種類は、次のとおりで、いずれの評価も評価期間中の職務行動及び業務の達成状況を、評価基準に照らして、絶対評価で評価しています。

能力評価	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
業績評価	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(一般職の標準的なもの)

令和7年4月1日現在

勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
1 週間につき 38 時間 45 分	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	正午から 午後 1 時まで	日曜日及び土曜日

(2) 主な休暇・休業制度

令和7年4月1日現在

年次有給休暇	1 年度につき 20 日(残日数は翌年度に 20 日まで繰越し可能)
夏季休暇	7 月から 9 月までの期間(市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める期間)内に 7 日の範囲内の期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、1 年度で 5 日の範囲内の期間
忌引	親族の区分に応じて 1 日から 10 日の範囲内の期間
療養休暇	医師の証明等に基づき 3 月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
結婚休暇	結婚するとき連続する 7 日の範囲内の期間
妻の出産休暇	出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては 14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内における 3 日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては 14 週間)前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5 日の範囲内の期間
子育て支援休暇	職員が養育している満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫(以下、子等という。)の看護、健康診断、予防接種もしくは感染症による学級閉鎖のために勤務しないことが相当であると認められる場合、又は当該子等が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合 1 年度に 7 日の範囲内の期間(子を 2 人以上養育する職員にあつては、7 日に当該 2 人目の子は 3 日を、3 人目以降の子 1 人につき 2 日を加えた日数)
介護休暇	同居の親族、配偶者又は 1 親等の親族が重度の疾病又は負傷により、独力で生活に必要な基本動作ができない状態にあり介護が必要な場合、一の継続する状態ごとに、3 回を超えず通算して 6 月を超えない範囲内の期間
育児休業	男女を問わず子を養育する職員に対して、当該子が 3 歳に達するまでの必要な期間(無給)

5 職員の分限及び懲戒の状況(令和6年度)

(1)分限処分

(単位:人)

降任	免職	休職	降給
-	-	27	-

(2)懲戒処分

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職
2	3	-	-

6 職員のサービスの状況

(1)年次有給休暇の取得状況(令和6年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
896 人	34,645 日	12,512 日	13.9 日	36.1%

(2)夏季休暇の取得状況(令和6年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
879 人	6,153 日	6,055 日	6.9 日	98.4%

(3)介護休暇の取得状況(令和6年)

(単位:人)

区 分	介 護 休 暇 承 認 期 間						
	計	30 日以下	30 日超 60 日以下	60 日超 90 日以下	90 日超 120 日以下	120 日超 150 日以下	150 日超
男性職員	1	0	0	0	0	1	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	1	0

(4)育児休業、部分休業の取得者及び子が出生した職員数(令和6年度)

(単位:人)

区 分	育児休業 取得者数	部分休業		子が出生した 職員
		うち両休業 取得者数	取得者数	
男性職員	14	0	1	26
女性職員	9	0	24	9
計	23	0	25	35

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、再就職情報の届出や公表等を定めた野田市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

退職管理を行うことで、市役所を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することを目的としています。

令和6年度に退職した課長級以上の職の経験がある職員(野田市立の学校に勤務する県費負担教職員(校長)を含む。)の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区 分	退職者数	うち再就職者数				
		公務員又は 再任用職員	非常勤 職員等	外郭団 体等	民間企 業等	その他
令和6年度退職	20	9	3	0	2	6

8 職員の研修の状況

(1) 職員の研修(令和6年度)

職務上の階層ごとに行う一般研修、特定分野について重点的、研究的に行う特別研修のほか、国等及び研修機関に委託又は派遣して行う委託・派遣研修等を実施し職員の能力向上及び人材育成に努めています。

区 分	コース	受講者
一般研修	11 コース	486 人
特別研修	19 コース	2,140 人
委託研修(派遣研修)	57 コース	76 人
自己啓発(通信教育)	4 コース	4 人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進と疾病予防のため、定期健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）、破傷風の予防接種、情報機器作業職員健康診断及び産業医による健康相談を実施しています。

(2) 職員の福利厚生

職員の健康保持及び元気回復を目的に、保養施設の利用及びスポーツ・レクリエーション事業の実施に対する助成等を行っています。

また、千葉縣市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）及び福祉事業（人間ドック事業、メンタルヘルス等）を行っています。

そのほか、県内の市町村職員等が加入する千葉縣市町村職員互助会においても各種給付事業を行っています。その費用は、職員の掛金及び市の負担金で賄われており、令和6年度の会員数は1,191人、公費負担額は1,559千円でした。

10 野田市公平委員会の報告事項

令和6年度に野田市公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分についての不服申立ては、次のとおりです。

勤務条件に関する措置の要求	無
不利益処分についての不服申立て	無

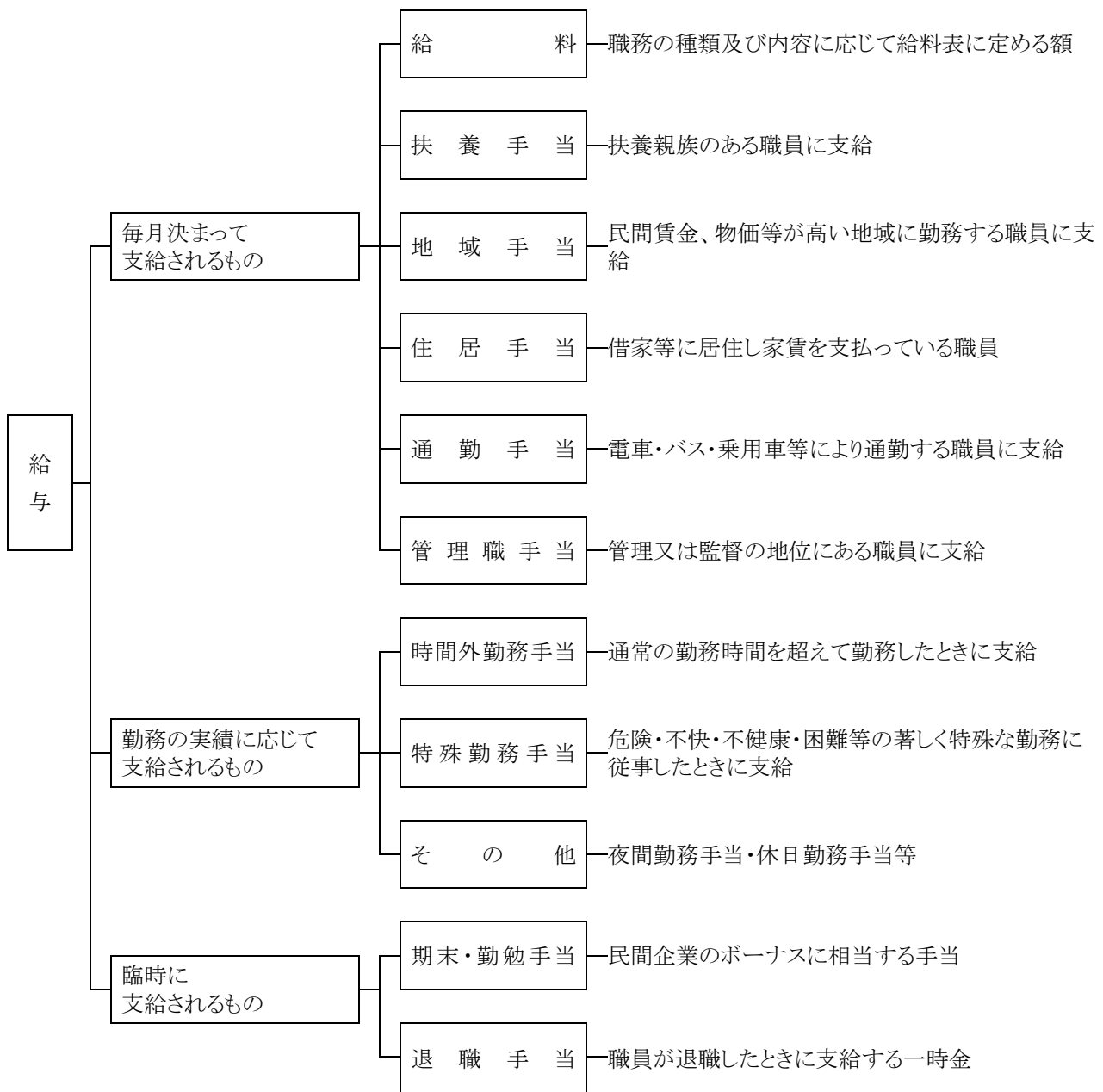
11 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

職員の給与は、この趣旨に基づいて、国家公務員給与の人事院勧告や他の地方公共団体の職員の給与などを考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

職員給与の内容

職員の給与は、給料及び職員手当からなり、その概要は次のとおりです。



1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	住民基本 台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
6年度	153,538	60,851,014	1,371,532	10,175,961	16.7%	15.9%

- (注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与等の総額をいいます。
 2 普通会計とは、水道、下水道、介護保険事業等の独立採算制を原則とする会計以外の会計をいいます。
 3 実質収支とは、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

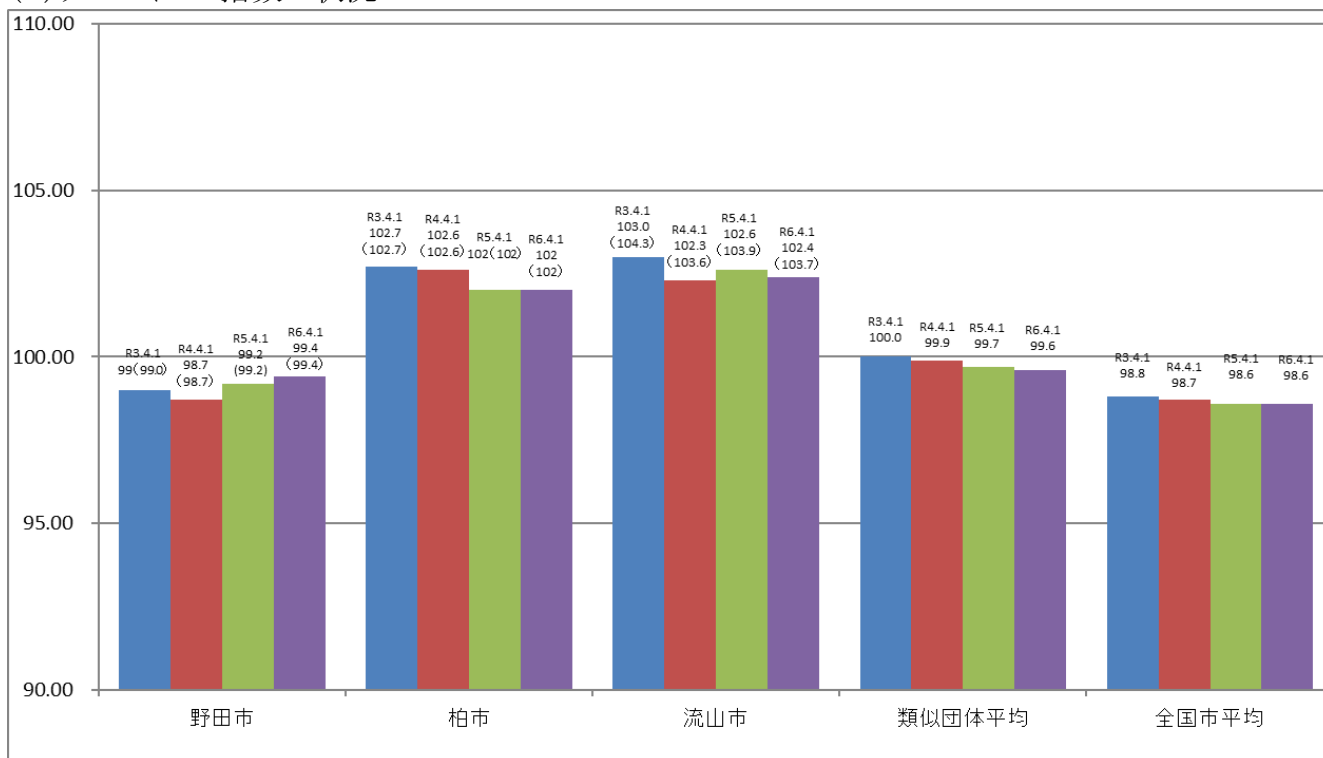
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

(単位:千円)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
6年度	972 人	3,761,551	952,863	1,574,484	6,288,898	6,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ()書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
野田市の類似団体は、釧路市、苫小牧市、ひたちなか市、上尾市、新座市、久喜市、市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、浦安市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、西東京市、鎌倉市、藤沢市、秦野市、津市、宇治市、和泉市、伊丹市、川西市、宇部市、山口市、徳島市の34市です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均3.32%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

(9級制の導入) 令和7年4月1日

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準5%に対し、野田市は8%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

(参考)

	平成29 年度の支 給割合	平成30 年度の支 給割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年 度の支給 割合	令和6年 度の支給 割合	令和7年 度の支給 割合
国基 準に よる 支給 割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5%
野田 市の 支給 割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	8%

2 一般行政職給料表の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1 号給の給料月額	183,500	212,300	257,500	298,800	321,300	355,200	420,700	458,300	510,200
最高号給の給料月額	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900	488,500	540,900

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

1) 一般行政職

(単位:円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	43.2 歳	336,772	418,351	390,980
千葉県	39.8 歳	315,893	424,453	—
国	41.9 歳	332,237	—	414,480
類似団体	—	—	—	—
柏市	39.3 歳	317,976	403,991	366,875
流山市	38.8 歳	319,965	410,783	375,995

2) 技能労務職

(単位:歳、人、円)

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
野田市	57.6	38	294,307	344,473	323,925	—	—	—	—
うち清掃職員	58.6	20	291,870	338,976	321,015	廃棄物処理 業従業員	—	—	—
うち用務員	57.8	4	291,425	320,024	315,549	用務員	—	—	—
うち自動車 運転手	56.3	9	316,322	395,402	354,030	自家用自動 車運転者	—	—	—
うちその他の 技能労務職	56.6	5	266,740	294,349	288,079	—	—	—	—
千葉県	50.8	—	299,845	361,290	—	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柏市	58.6	70	310,171	367,662	338,572	—	—	—	—
流山市	50.7	60	319,657	382,088	353,983	—	—	—	—

(単位:円)

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
野田市	5,645,044	—	—
うち清掃職員	5,556,092	—	—
うち用務員	5,320,535	—	—
うち自動車運転手	6,421,631	—	—
うちその他の技能 労務職	4,800,153	—	—

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

3) 消防職

(単位:円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野田市	35.6 歳	298,698	417,383	344,015
類似団体	—	—	—	—
柏市	37.6 歳	314,738	422,737	363,585
流山市	35.1 歳	298,983	405,621	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		野田市	千葉県	国
一 般 行 政 職	大学卒	225,600	225,600	総合職 230,000 一般職 220,000
	高校卒	194,500	194,500	188,000
技 能 労 務 職	高校卒	194,000	192,500	
	中学卒	180,000		
消 防 職	大学卒	230,000		
	高校卒	201,000		

(注) 学校卒業後直ぐに採用された者の初任給です。(技能労務職の初任給は職種により異なるため、全ての職種の平均の値です。)

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行 政 職	大学卒	290,354	318,392	372,480
	高校卒	251,550	—	308,133
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	238,700
消 防 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	259,375	289,540	329,700

(注) 表中「—」は該当者なし。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

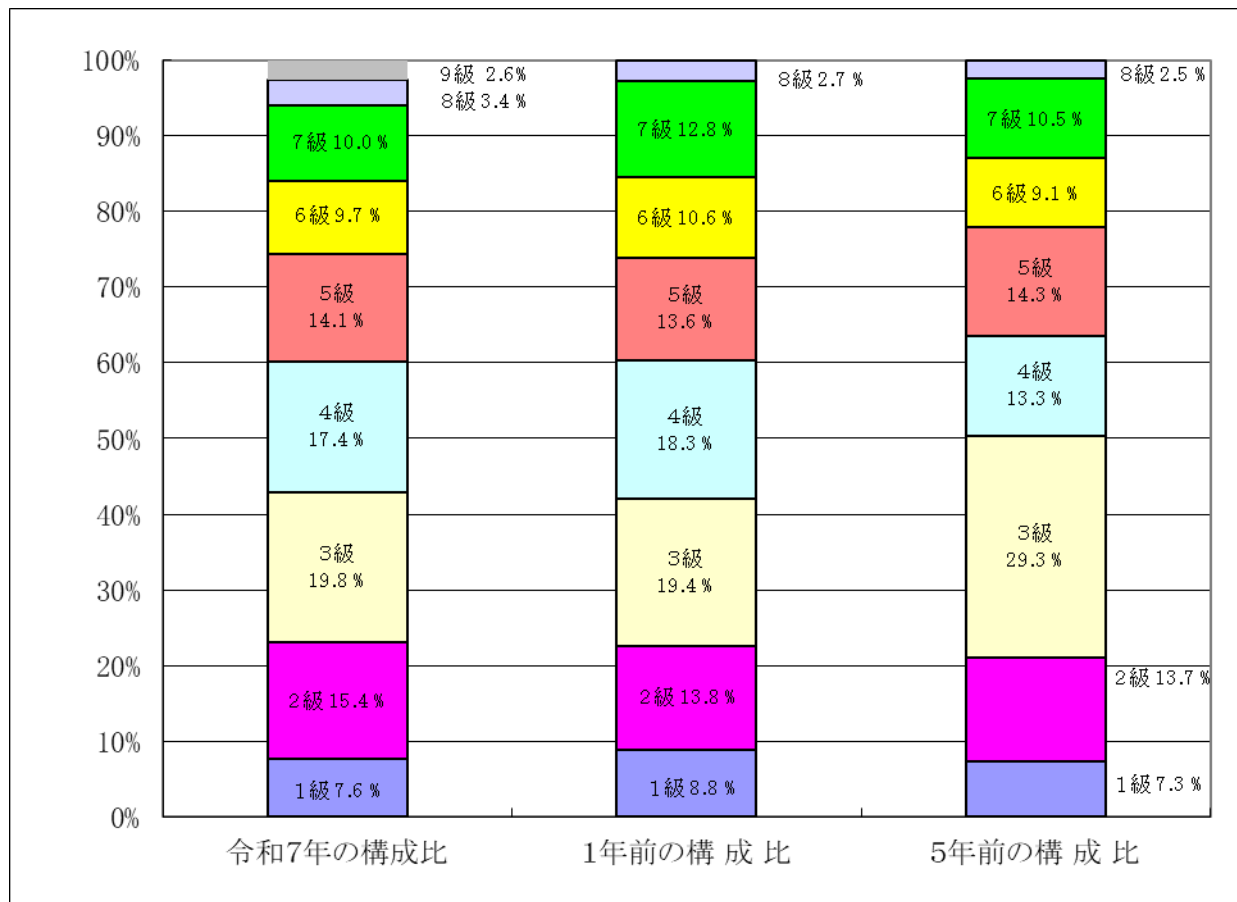
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:人・%)

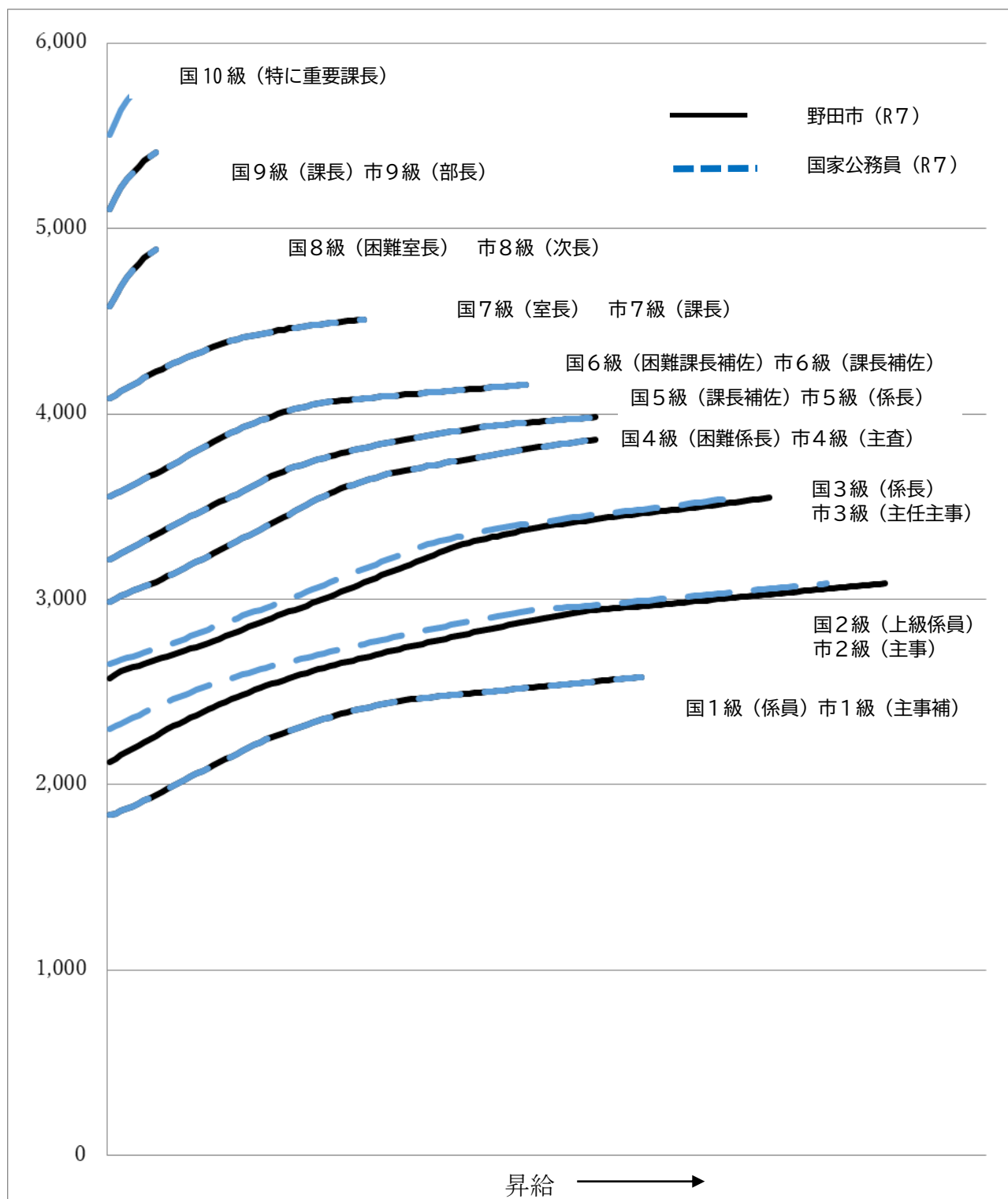
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補	44	7.6
2 級	主事・技師	89	15.4
3 級	主任主事・主任技師	115	19.8
4 級	主査	101	17.4
5 級	係長・主任主査	82	14.1
6 級	課長補佐・副主任幹	56	9.7
7 級	課長・主幹	58	10.0
8 級	次長・参与	20	3.4
9 級	局長・部長	15	2.6
計		580	100.0

(注) 1 野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況(野田市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までに おける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施した				
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない	○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野田市	県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,574千円	—	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 2.5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

○勤勉手当への勤務成績への反映状況(一般行政職)(野田市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

野田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
1 人当たり平均支給額	5,702 千円	21,133 千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した一般職職員(会計年度任用職員を除く。)に支給された平均額です。

2 定年には、60歳到達後に自己都合等で退職した場合も含みます。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			242,721 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)			236,340 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
野田市(市内全域)	8%	1,027 人	5%

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		24,868 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		78,448 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		30.5%		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (6年度決算) ※会計年度任用 職員含む	支給単価
徴収事務 手当	市税の徴収事務を本務として従事	収税課に勤務する職員	904 千円	月額 4,000 円
社会福祉 業務手当	障害児通所支援事業又は障害福祉サ ービス事業に従事(規則で定めるもの)	こぶし園に勤務し、心身 障がい児・者の訓練指 導を本務とし、当該勤務 に従事した職員	3,466 千円	月額 4,000 円
	福祉事務所に勤務する職員で査察指導に 従事	査察指導員		月額 4,500 円
	福祉事務所に勤務する職員で現業に従事 (規則で定めるもの)	社会福祉主事、保健師		月額 4,000 円
	地域包括支援センター又は子どもの発達 相談室に勤務する職員で現業に相当する 業務に従事(規則で定めるもの)	地域包括支援センター 又は子どもの発達相談 室に勤務する社会福祉 主事等		月額 4,000 円
危険作業 手当	毒物、劇物等を使用し、検査、試験、病害 虫防除等の作業に従事	市民生活課、保健セン ターに勤務し、左記の 業務に従事した職員	0 千円	日額 200 円
	水防その他災害救助時における著しく危険 な作業に従事	左記の業務に従事した 職員		日額 450 円
清掃業務 手当	ごみの収集処理に従事	清掃管理課に勤務し、左記の 業務に従事した職員	2,406 千円	日額 500 円
土木補修 手当	道路、水路、下水等の補修に従事	補修事務所に勤務し、 左記の業務に従事した 職員	953 千円	日額 500 円
救助隊手 当	救助隊員として従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	800 千円	月額 2,500 円
救急救命 士手当	救急救命士の資格を有し救急業務に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	2,415 千円	月額 5,000 円
行旅病人 死亡人取 扱手当	行旅病人死亡人の処置業務に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	死亡人 1件 3,000 円
				病人1件 1,000 円
防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律に定める感染症の発生 を予防し、又はそのまん延を防止するた めの処理作業に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	1件 300 円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは その疑いのある者の身体に接触し、若しく は接して行う作業等に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	1件 1,500～ 4,000 円
用地取得 交渉手当	公用地の取得交渉事務に従事	左記の業務に従事した 職員	0 千円	日額 250 円
救急出動 手当	救急車出動作業に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	5,901 千円	1件 200 円
災害出動 手当	防火・水防作業に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	2,064 千円	1件 250 円
深夜特殊 業務手当	交替制勤務を正規の勤務とする消防職員 が深夜業務に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	3,150 千円	1夜 200 円
消防機関 員勤務手 当	正規の機関員として消防自動車又は救急 車の運転に従事	左記の業務に従事した 常勤の消防職員	2,762 千円	1件 200 円
潜水作業	潜水器具を着装して潜水作業(訓練におけ	左記の業務に従事した	46 千円	1回 400 円

手当	るものを含む。)に従事	常勤の消防職員		
----	-------------	---------	--	--

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和 5 年度決算)	287,427 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)	359 千円
支給実績(令和 6 年度決算)	296,822 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 6 年度決算)	380 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員及び会計年度任用職員を除き、短時間勤務職員を含むものです。

(6) その他の手当(令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和 6 年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000 円 ・子 1 人 11,500 円 ・上記以外 6,500 円 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円 加算 ※8 級以上である職員 は配偶者 0 円	同じ	なし	85,062 千円	218,667 円
住居手当	・借家の場合 (家賃 16,000 円を超える 場合に限り) 家賃の額に応じ 28,000 円を限度に支給	同じ	なし	54,041 千円	270,207 円
通勤手当	・交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価 額による一括支給、1 月当たり 55,000 円ま では全額支給 ・乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～31,600 円 を支給	異なる	・乗用車等使用の場 合 使用距離に応じ て 2,000 円 ～ 31,600 円を支給	75,824 千円	86,755 円
管理職 手当	・管理又は監督の地位 にある職員に支給 職務の級や区分に応 じて 34,800 円～84,000 円	異なる	・管理又は監督の地 位にある職員に支給 職務の級や区分 に応じて 46,300 円～139,300 円	121,470 千円	586,813 円
休日勤務 手当	・祝日法による休日及び 年末年始の休日におけ る正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給	同じ	なし	46,787 千円	160,229 円
夜間勤務 手当	・正規の勤務時間として 深夜(午後 10 時から翌 日の午前 5 時までの 間)に勤務した職員に 支給	同じ	なし	15,189 千円	83,919 円

6 特別職の報酬等の状況等(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料		野田市	(参考) 類似団体における 最高/最低額	柏 市	流山市
	市 長 副 市 長	972,000 円 831,000 円		974,900 円 801,400 円	926,500 円 800,000 円
報 酬	議 長	564,000 円		677,600 円	547,900 円
	副 議 長	509,000 円		605,600 円	488,100 円
	議 員	467,000 円		585,300 円	458,250 円
期 末 手 当	市 長	4.60 月分		4.60 月分	4.55 月分
	副 市 長	4.60 月分		4.60 月分	4.55 月分
	議 長	4.60 月分		4.60 月分	4.40 月分
	副 議 長	4.60 月分		4.60 月分	4.40 月分
	議 員	4.60 月分		4.60 月分	4.40 月分
退 職 手 当		(算定方式)		(1 期の手当額)	(支給時期)
	市 長 副 市 長	給料月額×在職月数×0.45 給料月額×在職月数×0.25		20,995 千円 9,972 千円	任期ごと 任期ごと

- 注) 1 期末手当は令和6年度の支給割合です。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

水道企業職員の給与は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、野田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、規程により定めており、特殊勤務手当を除き、市長事務部局職員に準じております。

1) 職員給与費の状況

ア 決算

(単位:千円)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の 総費用に占め る職員給与費 比率
令和6年度	2,785,070	411,049	175,297	6.3%	6.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 45,015 千円を含みません。

(単位:人・千円)

区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和6年度	24	105,600	17,638	45,672	168,910	7,038	6,470

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は令和7年3月31日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4 水道事業管理者は含まれていません。

2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野田市水道部	49.1 歳	407,699	583,152

(注) 水道事業管理者と再任用職員(短時間勤務)、会計年度任用職員は含まれていません。

3) 職員の手当の状況

ア. 期末手当・勤勉手当(令和6年度)

野田市	
1 人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,827 千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 2.5%~20%	

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

○ 勤勉手当への勤務成績への反映状況(企業職) (野田市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				○	
	活用予定時期			未定	

イ. 退職手当(令和7年4月1日現在)

野田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり 平均支給額	2,446千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			6,701千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			268,035円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
野田市(市内全域)	8%	24人	

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

エ. 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (6年度決算)	支給単価
緊急事故 処理手当	勤務時間外に出動した場合	左記業務に従事した職員	0 円	1 回 250 円
危険作業手当	河川取水口の土砂除去作業	左記業務に従事した職員	0 円	日額 300 円
	沈砂池内の清掃作業			日額 250 円
	アクセレーターの清掃作業			日額 250 円
	水防その他災害救助時における著しく危険な作業			日額 450 円

(注) 水道事業管理者、会計年度任用職員は含まれていません。

オ. 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,549 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	77 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,987 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	95 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ. その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000 円 ・子1人 11,500 円 ・上記以外 6,500 円 16歳～22歳までの子 1人 5,000 円 加算	同じ	—	3,182 千円	227,250 円
住居手当	・借家の場合 (家賃16,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ28,000 円を限度に支給	同じ	—	1,668 千円	333,600 円

通勤手当	・交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価額 による一括支給、1 月当 たり 55,000 円までは全 額支給 ・乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～31,600 円 を支給	同じ	—	1,639 千円	74,478 円
管理職 手当	・管理又は監督の地位に ある職員に支給 職務の級や区分に応じ て 34,800 円～84,000 円	同じ	—	2,900 千円	580,080 円
休日勤務 手当	・祝日法による休日及び年 末年始の休日における正 規の勤務時間中に勤務し た職員に支給	同じ	—	76 千円	15,261 円